

2 平成 30・31 年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準の修正について

平成 30・31 年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準について、下記のとおり修正した。(平成 29 年 7 月 12 日市長決裁)

修正した部分

修正後	修正前
<p>【基準 1】認定こども園への移行について</p> <p>(2) 保育所から認定こども園へ移行する場合</p> <p>① <u>教育の定員は、10 名を上限として移行できるものとする。</u></p>	<p>【基準 1】認定こども園への移行について</p> <p>(2) 保育所から認定こども園へ移行する場合</p> <p>① <u>教育の定員は、設定を認めない。ただし、他の施設の定員減等により、平成 31 年度の教育の確保方策(1,481 人)を下回る場合は、10 名を上限として移行できるものとする。</u></p>